

# 適合証明(フラット35)料金表

令和4年1月1日改定  
株式会社 技研

- ・下記表内の( )内は税込金額です。
- ・他の制度と同時検査を行えない現場検査には出張費が発生します。

## 新築住宅・賃貸住宅(一戸建て等)

表1(フラット35S申請の場合は、表1の料金に表2の料金を加算)

	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	合計
当機関に確認申請した場合 <sup>※1</sup>	5,000 (5,500)	8,000 (8,800)	8,000 (8,800)	21,000 (23,100)
竣工済特例 (当機関に確認申請した場合)	10,000 (11,000)	- -	15,000 (16,500)	25,000 (27,500)
適合証明申請のみの場合	12,000 (13,200)	15,000 (16,500)	15,000 (16,500)	42,000 (46,200)

※1 建築基準法の検査と同時に行えない場合は適合証明申請のみの料金とする。

表2(複数選択される場合は、S基準毎に加算)<sup>※2</sup>

	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	合計
省エネルギー性	20,000 (22,000)	2,000 (2,200)	4,000 (4,400)	26,000 (28,600)
耐震性	10,000 (11,000)	2,000 (2,200)	2,000 (2,200)	14,000 (15,400)
バリアフリー性	10,000 (11,000)	2,000 (2,200)	4,000 (4,400)	16,000 (17,600)
耐久性・可変性	3,000 (3,300)	2,000 (2,200)	2,000 (2,200)	7,000 (7,700)

※2 証明書等(認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、長期優良住宅など)の提出による場合は表2の加算はありません。

## 新築住宅・賃貸住宅(共同建て)

表3<sup>※3</sup>

	設計検査	竣工現場検査	合計	
当機関に確認申請した場合	棟当たり (20戸未満)	100,000 (110,000)	80,000 (88,000)	180,000 (198,000)
	戸当たり (20戸以上)	5,000 (5,500)	4,000 (4,400)	9,000 (9,900)
適合証明申請のみの場合	棟当たり (20戸未満)	100,000 (110,000)	120,000 (132,000)	220,000 (242,000)
	戸当たり (20戸以上)	5,000 (5,500)	6,000 (6,600)	11,000 (12,100)
当機関に住宅性能評価申請があり一定の基準を満たす場合 (フラット35登録マンションの場合に限る)		10,000 (11,000)	10,000 (11,000)	

※3 省エネルギー性の審査は別途見積りが必要となります。事前にご相談ください。

注1 変更が発生した場合は5,000(税込5,500)円/戸がかかります。

注2 再検査が発生した場合は13,000(税込14,300)円/件がかかります。

注3 再発行が必要な場合は2,000(税込2,200)円/戸がかかります。

中古住宅(フラット35・財形住宅融資)

表4(フラット35、フラット35S(中古タイプ基準に限る))

		設計図書有り	設計図書無し
一戸建て等	建築確認日が昭和56年5月31日以前	90,000 (99,000)	110,000 (121,000)
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	61,000 (67,100)	100,000 (110,000)
マンション	建築確認日が昭和56年5月31日以前	150,000 (165,000)	180,000 (198,000)
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	37,000 (40,700)	100,000 (110,000)

表5(フラット35S)

		設計図書有り	設計図書無し
一戸建て等	建築確認日が昭和56年5月31日以前	135,000 (148,500)	165,000 (181,500)
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	91,000 (100,100)	150,000 (165,000)
マンション	建築確認日が昭和56年5月31日以前	225,000 (247,500)	270,000 (297,000)
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	55,000 (60,500)	150,000 (165,000)

中古住宅(フラット35リノベ)

表6

		事前確認	適合証明検査
一戸建て等	フラット35	60,000 (66,000)	70,000 (77,000)
	フラット35S	60,000 (66,000)	90,000 (99,000)
	買取再販タイプ	120,000 (132,000)	
マンション	フラット35	40,000 (44,000)	70,000 (77,000)
	フラット35S	40,000 (44,000)	90,000 (99,000)
	買取再販タイプ	100,000 (110,000)	
旧耐震物件で耐震評価を行う場合		20,000 (22,000)	

注1 再検査が発生した場合は13,000(税込14,300)円/件がかかります。

注2 再発行が必要な場合は2,000(税込2,200)円/戸がかかります。

## 出張費

表7

エリアⅠ	大阪府(府下全域) 京都府(京都市、宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、城陽市、京田辺市、八幡市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町) 兵庫県(神戸市、明石市、芦屋市、尼崎市、伊丹市、川西市、三田市、宝塚市、西宮市、猪名川町) 奈良県(奈良市、生駒市、大和郡山市、橿原市、大和高田市、香芝市、葛城市、天理市、平群町、斑鳩町、三郷町、王寺町、河合町、上牧町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町)	発生しない
エリアⅡ	京都府(南丹市、京丹波町、宇治田原町、和束町、笠置町、南山城村) 兵庫県(丹波篠山市、三木市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 奈良県(桜井市、五條市、御所市、明日香村、高取町、大淀町、山添村) 滋賀県(大津市、草津市、栗東市) 和歌山県(和歌山市、有田市、海南市、紀の川市、橋本市、岩出町)	15,000 (16,500)
エリアⅢ	上記エリアⅠ及びⅡ以外の区域	30,000 (33,000)

## 手数料の徴収方法及び徴収時期

### 1.徴収方法

手数料は、受付した件数毎に現金での支払い又は振込入金によるものとする。(振込入金の場合は当機関指定の銀行口座とする。)

但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込とする。

### 2.徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込による場合は検査申請のあった日より7日以内に当機関へ振込とする。(但し、掛売の場合は除く。)

## 新築住宅・賃貸住宅(共同建て)【設備等の未設置状態における適合証明書交付の場合】

表3-1

		竣工現場検査
当機関に住宅性能評価申請があり一定の基準を満たす場合 (フラット35登録マンションの場合に限る)	戸当たり	6,000 (6,600)

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴う建材・設備の部品供給の停止等への対応の取扱いです。

設備等設置後、登録マンションの手続きが別途必要となります。